

北朝鮮の弾道ミサイル及び巡航ミサイル発射に強く抗議し断固たる対処等を求める意見書

北朝鮮は今年、30 回を超えて弾道ミサイルや巡航ミサイルを 80 発以上発射するなど、既に、過去最も多かった年の 2 倍を超える。また、11 月 18 日には E E Z（排他的経済水域）にミサイルが落下した。

こうした行為は、わが国を含む周辺地域の安全保障にとって極めて深刻かつ重大な脅威であり、弾道ミサイル技術を使用したいかなる発射も行わないことを北朝鮮に義務づけた、国連安保理決議に明白に違反するもので、アジア太平洋地域の平和と安全を著しく脅かすのみならず、国際社会の平和と安定を損なうものであり、断じて容認できない。

我が国を含む国際社会は、この間、北朝鮮に対し、関連の国連安保理決議等の完全な遵守を求め、核実験や弾道ミサイルの発射等の挑発行為を決して行わないよう、強く求めてきた。

沖縄県は海洋に面して多くの港湾、漁港を擁し、船舶や漁船が航行・操業しているなかで、このような度重なる北朝鮮の挑発行為は断じて容認できるものでなく、沖縄県民の生活と安全を脅かすとともに、平和と安全を希求していく上で極めて遺憾な行為であり、県民・市民の生命と財産の安全を守る立場から強く非難する。

よって、本市議会は政府に対し、市民の生命・財産を守る立場から、国際社会との連携を強化し、北朝鮮による弾道ミサイル及び巡航ミサイル発射問題の早急な解決に向けて、これまで以上に強力な外交を展開するよう求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 12 月 1 日

沖縄県浦添市議会

宛先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣